

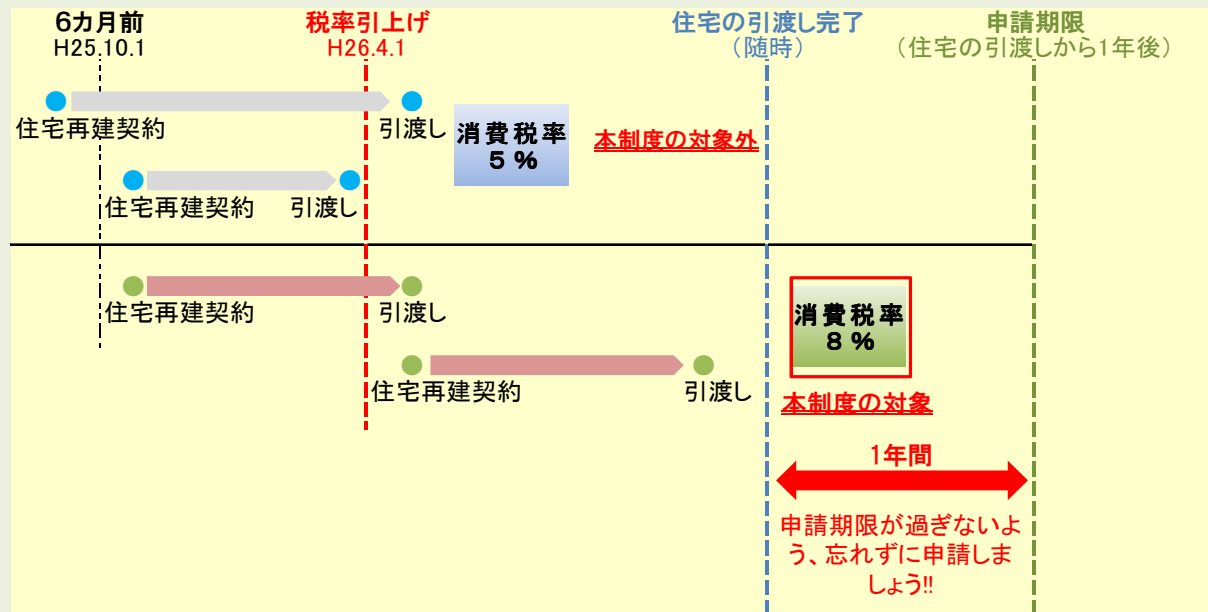
ニュース③ 「住まいの復興給付金制度」のお知らせ
 ≪消費税率引上げに伴い、被災者の住宅再建に給付金≫

消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、被災者の住宅再建に負担が生じないように、住宅の面積1㎡あたり、5,130円を給付する「住まいの復興給付金制度」が創設されています。

給付の対象は、引き上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している人になります。

税率の経過措置

「住まいの復興給付金制度」の対象になるのは、下図の下段に該当するケースです。この給付金の申請期間は、住宅の引渡し完了から1年間となっておりますので、お早めに申請しましょう。



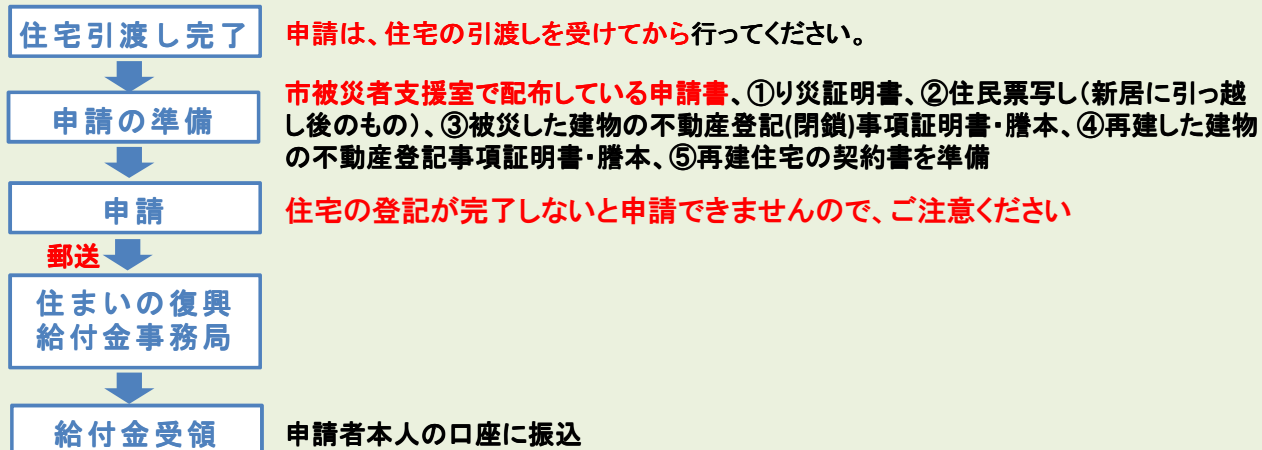
給付金額

再建した住宅の床面積 最大175㎡まで × 給付単価 消費税率8%の時 5,130円 × 再建した住宅の持分割合 通常1として計算 = 給付金額

※給付する床面積の上限は175㎡。それを超える場合は、175㎡分を給付。

【計算例】50坪(約165㎡)の住宅の場合・・・165(㎡)×5,130円＝846,450円（給付額846,000円）千円未満切捨

申請方法



詳しくは、被災者支援室(内線341)まで。

復興News 陸前高田

＜第20号＞

平成27年1月発行
 陸前高田市復興対策局

ニュース① 本市への「国営追悼・祈念施設(仮称)」設置が閣議決定
 ≪平成27年度基本設計着手、32年度末完成見込≫

これまで高田松原津波復興祈念公園(防災メモリアル公園)については、「国営防災メモリアル公園を陸前高田市に誘致する会」による署名活動など、市民や関係者のみなさまの多大なるご支援・ご協力をいただきながら整備に向けた取り組みを進めてきたところですが、このたび、復興祈念公園の中に、「国営追悼・祈念施設(仮称)」を設置することが閣議決定されました。

※閣議決定・・・国政の重要な事柄について、首相と全閣僚が一致して内閣の方針を示す手続き

■これまでの経緯

平成23年	12月	陸前高田市震災復興計画に「防災メモリアル公園」の整備を位置づけ
平成24年	4月	市民による「国営防災メモリアル公園を陸前高田市に誘致する会」(以下「誘致する会」)が発足
	6月	誘致する会が「高田松原地区に国営による防災メモリアル公園整備を求める署名」を行い、集まった3,316,73筆の署名を総理大臣他関係省庁に提出
平成25年	2月	岩手県、陸前高田市による委員会が「高田松原地区震災復興祈念公園のあり方に関する提言」を策定・公表
平成26年	6月	国土交通省東北地方整備局、岩手県、陸前高田市による委員会が「高田松原津波復興祈念公園基本構想」を策定・公表
	10月	「国営追悼・祈念施設(仮称)」の設置について閣議決定
現在		「高田松原津波復興祈念公園基本計画」を検討中



震災前の高田松原

■「国営追悼・祈念施設(仮称)」の概要

- 目的 ①東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂
 ②震災の記憶と教訓の後世への伝承
 ③国内外に向けた復興に対する強い意志の発信
- 予定 平成27年度事業化(基本設計着手)
 平成32年度末を目途に整備

国営防災メモリアル公園を陸前高田市に誘致する会 会長



伊藤 明彦(市議会議員)

陸前高田市地域女性団体協議会会長



佐々木 美代子

震災復興の象徴的存在となりました「奇跡の一本松」がある高田松原地区に、国営防災メモリアル公園を誘致するため、市内の各種団体やNPOの皆様と一緒に会を立ち上げ、様々な活動をしてまいりました。市民の方々をはじめ多くの皆さまのご署名を頂き、国等に要望した結果が閣議決定に至ったものと思います。心から感謝申し上げます。

誘致の署名提出に市女協代表として同行してから2年、閣議決定を経て、公園設置・実現に向けて動き出していることを、大変嬉しくありがたく思います。この公園には、無念さを思いながら巨大津波の前に崩れた尊い命そのものをきちんと刻み込むこと、またその命に祈りを捧げる庶民の姿・形・思いが具現化されることを期待します。そして、私達を支えて下さった全国・世界の人々への感謝の心を発信できればと思います。

陸前高田市長

戸羽 太

このたび、「国営追悼・祈念施設(仮称)」の設置について閣議決定がなされました。これにより、復興祈念公園の全体を県が、その中の追悼・祈念施設を国が整備することが正式に決まったこととなります。これまでのみなさまのご協力に厚く御礼申し上げますとともに、引き続きより良い公園を目指し検討を進めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

詳しくは、都市計画課計画係(内線302)まで。

ニュース② 災害公営住宅(中田団地ほか)の入居者を募集
 <期間は1月13日(火)から1月30日(金)まで>

市は次のとおり、災害公営住宅(中田団地)の入居者を募集します。災害公営住宅は東日本大震災により住宅を失い、現に住宅に困窮している方々などを入居対象とする公的な賃貸住宅です。

入居募集团地(中田団地 197戸) ※平成27年度内入居可能

間取り	戸数	申込可能世帯人数
1DK	20戸	単身世帯または2人世帯
2DK	82戸	制限なし
2DK(ペット可)	18戸	制限なし
2DK車いす対応	8戸	身体障がい者のいる世帯 (車いす利用者がいる世帯優先)
3DK	57戸	3人以上の世帯
3DK(ペット可)	12戸	3人以上の世帯

※応募者多数の場合は、抽選といたします。

追加募集团地(3団地 計49戸)

①水上団地(21戸)		
間取り	戸数	申込可能世帯人数
2DK	10戸	制限なし
2DK車いす対応	2戸	身体障がい者のいる世帯 (車いす利用者がいる世帯優先)
3DK	9戸	3人以上の世帯
②西下団地(12戸)		
間取り	戸数	申込可能世帯人数
2DK	2戸	制限なし
2DK車いす対応	3戸	身体障がい者のいる世帯 (車いす利用者がいる世帯優先)
3DK	7戸	3人以上の世帯
③柳沢前団地(16戸)		
間取り	戸数	申込可能世帯人数
2DK	7戸	制限なし
2DK車いす対応	2戸	身体障がい者のいる世帯 (車いす利用者がいる世帯優先)
3DK	7戸	3人以上の世帯

※応募者多数の場合は、抽選といたします。

※追加募集团地については、募集期間内に入居者が決定しない場合、継続募集といたします。

入居資格

以下の(1)~(4)の条件をすべて満たしていること。

- 次の①~③のいずれかに該当する人であること。
 - 東日本大震災により住宅を失った人。
(全壊、全焼、全流失又は大規模半壊、半壊であって、解体を余儀なくされた場合)
 - 被災地において実施される国で定める事業の実施に伴い移転が必要となった人。
 - 福島原発事故による居住制限者。
- 応急仮設住宅(みなし仮設住宅等を含む)などに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかな人であること。
- 入居申込者及び同居する人が暴力団員でないこと。
- 住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

入居申込の方法

以下の書類に必要事項を記入し、下記窓口に持参または郵送により提出してください。

- 入居申込書(建設課にて配布、または市のホームページから印刷してください。)
- 入居希望者全員の本籍が記載された住民票の写し(市民環境課発行)
- 18歳以上(高校生を除く)の方全員の所得・課税・扶養証明書(税務課発行)
- 被災証明書(写しでも可)

※障がいがある人は、障害者手帳等の写し
 ※証明書等を取得する際に身分証明書が必要となります。



中田団地イメージ図



水上団地イメージ図



西下団地イメージ図

募集期間

平成27年1月13日(火)から1月30日(金)まで[消印有効](※土日祝日除く)
 ※臨時受付窓口 平成27年1月25日(日)午前9時から午後3時まで(市役所1号棟1階 総合案内付近)

注意事項

- 申込書に記載された内容が事実と異なる場合、または入居資格を失った場合は申し込みを無効としますので、あらかじめご承知ください。
- 入居決定後、連帯保証人との連名による誓約書の提出が必要です(連帯保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書添付)。

申込書受付窓口・問い合わせ先

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5
 陸前高田市建設課住宅推進係(8:30~17:15)※土日祝日を除く
 電話0192-54-2111(内線401)

想定家賃

想定される標準的家賃であり、家賃は世帯収入および団地ごとに変動します。

	月額所得(円)	想定家賃(円)			
		1DK (47㎡)	2DK (58.6㎡)	2DK車いす (66.9㎡)	3DK (72.2㎡)
I-1	0	5,300 (1,700)	6,600 (2,100)	7,600 (2,400)	8,200 (2,600)
I-2	1~17,250	9,000 (5,100)	11,200 (6,500)	12,900 (7,400)	13,900 (8,000)
I-3	17,251~34,500	9,000 (8,600)	11,200 (10,700)	12,900 (12,400)	13,900 (13,300)
I-4	34,501~40,000	9,000	11,200	12,900	13,900
I-5	40,001~51,750	12,700 (12,100)	15,900 (15,100)	18,100 (17,300)	19,500 (18,600)
I-6	51,751~60,000	12,700	15,900	18,100	19,500
I-7	60,001~69,000	16,400 (15,500)	20,500 (19,500)	23,400 (22,300)	25,200 (24,000)
I-8	69,001~80,000	16,400	20,500	23,400	25,200
I-9	80,001~104,000	17,300	21,700	24,800	26,700
II	104,001~123,000	20,000	25,000	28,600	30,800
III	123,001~139,000	22,900	28,600	32,700	35,200
IV	139,001~158,000	25,800	32,300	36,900	39,700
V	158,001~186,000	29,500	36,900	42,100	45,400
VI	186,001~214,000	34,000	42,500	48,600	52,400
VII	214,001~259,000	39,800	49,800	56,900	61,400
VIII	259,001~	45,900	57,400	65,700	70,800

※1市の減免基準により、申請を行うことで、()内の金額まで減免される場合があります。(生活保護費を受給している場合は、当該減免措置は適用されません)

※2上記家賃の他に、共益費(1世帯あたり、月額約1,200円)及び駐車場使用料(1台あたり、月額約2,500円)が別途必要です。

※3入居後3年を経過し、世帯の月額所得が158,000円(高齢・障がい者等の世帯については214,000円)を超える世帯は、4年目から割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し努力義務が生じます。

※4入居後5年を経過し、2年連続で、世帯の月額所得が313,000円を超える世帯は、6年目からさらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し請求がおこなわれます。

標準的な間取図(※異なる場合があります)

